

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月2日
【発行者名】	日本リテールファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 難波 修一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 リテール本部長 今西 文則
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング
【電話番号】	03（5293）7081
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

日本リテールファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人に以下の通り変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）変更の内容

本投資法人の特別口座管理人であった中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、住友信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と、住友信託銀行株式会社を吸収合併存続会社とする（同社は同日付で商号を三井住友信託銀行株式会社に変更）吸収合併を行いました。これにより、三井住友信託銀行株式会社は、同日付で、中央三井信託銀行株式会社から、本投資法人の特別口座管理人としての地位を承継しました。

これに伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったものです。

### （2）主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

#### 主要な関係法人の名称

主要な関係法人となった法人の名称：三井住友信託銀行株式会社

主要な関係法人でなくなった法人の名称：中央三井信託銀行株式会社

#### 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社：平成24年4月1日現在 342,037百万円

中央三井信託銀行株式会社：平成23年9月末日現在 399,697百万円

#### 関係業務の概要

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号、ただし、投資法人債にかかるものを除きます。）として、特別口座の管理に関する契約に基づき、本投資法人の投資口に関する 投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務等を行います。

### （3）変更の年月日

平成24年4月1日